

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内に本拠を置く事業者（団体、個人事業主を含む。以下「県内事業者等」という。）のデジタル技術向上を通じたデジタル変革を推進し、もって生産性向上やビジネス機会の創出に資する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) DX人材 データ及びデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル等を変革するデジタルトランスフォーメーションを推進する人材
- (2) DX人材育成研修 デジタルリテラシーの向上、デジタル戦略・組織の構築、デザイン思考の習得その他のDX人材の育成に資する研修

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、県内事業者等が当該事業者等のために実施するDX人材育成研修に要する次の各号に掲げる経費とする。ただし、ワープロや表計算ソフト等の単なるOAツール研修経費のほか、機器やネットワーク環境等の整備経費、通信費などの保守・運用等に係る経費は、交付の対象にしないものとする。

- (1) 研修委託料
- (2) 研修受講料
- (3) 受講者旅費
- (4) 講師派遣等に係る謝金や旅費
- (5) 会場借上げ料
- (6) 教材費
- (7) その他研修に必要な経費

(補助率及び補助限度額等)

第4条 前条の規定による補助対象経費に対する補助率は3分の2以内とし、補助限度額は1,000,000円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、DX人材育成計画のほか関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染拡大地域との往来を予定するDX人材育成計画については、内容の見直しを指示することがある。この場合において、当該指示を受けた事業実施主体は、前条の規定にかかわらず、同計画の内容を見直した上で、知事に再度提出することができる。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、内容を変更（軽微な変更（第3条各号に定める対象経費について、20%以内の変更）を除く。）しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、完了の日から30日以内又は令和3年3月1日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに

係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第6号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第13条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3）正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- （4）補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- （5）補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- （6）その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 2 年度愛媛県 D X 人材育成支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

事 業 者 名

代表者職氏名

⑩

令和 2 年度において標記事業を下記のとおり実施したいので、令和 2 年度愛媛県 D X 人材育成支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------------|-------|------|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | D X 人材育成計画 | 別紙（1） | のとおり |
| 3 | 経費所要額調書 | 別紙（2） | のとおり |
| 4 | 収支予算書 | 別紙（3） | のとおり |
| 5 | 誓約書 | 別紙（4） | のとおり |
| 6 | その他参考となる資料（研修概要資料等） | | |

DX人材育成計画

1 申請者の概要

フリガナ			
事業者名			
フリガナ			
代表者職氏名			
所在地	〒		
設立年	従業員数	資本金額	業種
年 月			
※個人事業主の場合は、開業届、営業許可書、前年の確定申告書の写しのいずれかを添付すること。			

2 デジタル化の現状と将来像

社内における デジタル化の現状 (課題)	
DX人材育成を 通じて目指す姿 ※検証可能な成果目標を 設定し、具体的に記載す ること	

3 研修の概要

委託事業者名 研修提供事業者名		
研修の名称		
研修の時期		
研修の会場		
受講者の情報 (役職や人数など)		
研修の内容 ※該当する□に チェックを入れること (複数選択可)	デジタルリテラシーの向上 業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結び付けるため、デジタル技術を扱うリテラシーを標準的に身につけることを目的とするもの	□
	デジタル戦略・組織の構築 現場の人材を変えるだけでなく、経営のマインドチェンジ、デジタル変革のための経営戦略立案、戦略を推進する組織づくりの習得を目的とするもの	□
	デジタル思考（デザイン思考）の習得 革新的にビジネスやサービスをデザインするために必要な顧客視点やビジネスモデルの可視化など「デジタル思考」の習得を目的とするもの	□
	デジタルプロセスの実践 顧客視点で価値のあるものを提供するため、新たなサービスを素早く作り、継続的改善のプロセスが実践できる人材の育成を目的とするもの	□
	デジタルテクノロジーの駆使 デジタルでビジネスを変革するために必要なテクノロジーを駆使して、新たな価値（イノベーション）を創造できる人材の育成を目的とするもの	□
	その他（上記以外の場合、概要を記載）	□
	備考欄	

別紙（２）（様式第１号関係）

経費所要額調書

事業者名_____

(単位：円)

人材育成研修等の 名称	補助対象額 A	A×2/3 B	補助限度額 C	補助基本額 (B、Cのいずれか少ない 額) D	補助金 所要額 E
			/	/	/
合 計			1,000,000		

(注) E欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。

別紙（3）（様式第1号関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	備考
県補助金		
事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	予算額（円）	備考
委託料		
旅費		
謝金		
借上げ料		
教材費		
その他		
計		

（注）補助対象とする支出予定の科目ごとに記載すること。

備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

別紙（４）（様式第１号関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

⑩

下記については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体又はその構成員ではないこと。

様式第2号（第7条関係）

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更する理由

2 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

3 DX人材育成計画(変更)

4 経費所要額調書(変更)

5 収支予算書(変更)

6 その他参考となる資料

(注) 3～6は様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること(4及び5は、上段に変更前を()で記載し、下段に変更後の額を記載すること)。

様式第3号（第8条関係）

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった
標記事業を中止（廃止）したいので、令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金
交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の内容

2 事業の中止（廃止）の理由

様式第4号（第9条関係）

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった
標記事業の実績について、令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金交付要綱第
9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|------------|-------|------|
| 1 | 実績額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業実績報告書 | 別紙（1） | のとおり |
| 3 | 経費所要額精算調書 | 別紙（2） | のとおり |
| 4 | 収支決算書 | 別紙（3） | のとおり |
| 5 | その他参考となる資料 | | |

別紙（１）（様式第４号関係）

事業実績報告書

事業者名 _____

委託事業者名 研修提供事業者名	
研修の名称	
研修の時期	
研修の会場	
受講者の情報 (役職や人数など)	
研修の内容	
研修の成果 ※当初の目標に対し、どのような成果を挙げたのかを具体的に記載すること	
備考欄	

別紙（２）（様式第４号関係）

経費所要額精算調書

事業者名_____

(単位：円)

人材育成研修等の 名称	補助対象額 A	$A \times 2/3$ B	補助限度額 C	補助基本額 (B、Cのいずれか 少ない額) D	補助金 所要額 E	補助金 交付決定額 F
			/	/	/	/
合計				1,000,000		

(注) E欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。

別紙（3）（様式第4号関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	決算額（円）	備考
県補助金		
事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	決算額（円）	備考
委託料		
旅費		
謝金		
借上げ料		
教材費		
その他		
計		

（注）補助対象として支出した科目ごとに記載すること。

備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

様式第5号（第9条関係）

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった
標記補助金について、令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金交付要綱第9
条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

(注) 別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

別紙（第5条、第9条関係）

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額集計表

〔単位 円〕

事業実施 主体名	仕入れに係る消費税額と当該 金額に地方消費税率を乗じて 得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る 消費税等相当額 (A×B)	備 考

- (注) 1 第5条第2項及び第9条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号（第11条関係）

令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

事業者名

代表者職氏名

⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和2年度愛媛県DX人材育成支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金

円也